

都市再生整備計画の事後評価原案の公表とパブリックコメントの募集について (神栖地域中心市街地地区)

「都市再生整備計画事業」は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度です。

この制度では、都市再生特別措置法第46条第1項に基づき市町村が「都市再生整備計画」を作成し、これに基づいて実施される事業等の費用に充当するための交付金が交付されます。(交付期間は概ね3～5年)

また、この制度を活用した市町村は、整備計画期間の最終年度もしくはその翌年度に事業達成状況等の確認をしたり、事業成果を踏まえて今後のまちづくり方策に活かしたりするために「事後評価」とよばれる整備計画の評価を行う必要があります。

令和元年度に事後評価を行う整備計画名は「神栖地域中心市街地地区都市再生整備計画」(整備計画期間：平成26年度から30年度まで)です。

今回はこの事後評価の案を公表し、多くの皆さんからご意見を募集します。

様式2-1 「評価結果のまとめ」の解説

1) 「事業の実施状況」

今回の整備計画で交付金を受けて実施した事業の一覧を記載しています。主な実施事業は以下のとおりです。

- ・かみす防災アリーナ整備
- ・木崎広場整備
- ・神栖二中体育館及び武道場耐震化(耐震補強)
- ・息栖小体育館耐震化(耐震補強)

2) 「都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況」

今回の整備計画で達成すべき指標の従前値と目標、およびその結果を記載しています。

「指標1 防災機能を備えた屋内避難所ができることに対する安心度」について…

- ・アリーナ基本構想時に実施したアンケートの中で、施設に期待する機能のうち「災害時の避難所や防災拠点としての機能」を選択した人の割合(74.2%)を安心度の目標としました。
- ・アリーナ供用開始3ヶ月後の9月に実施したアンケートの質問で「かみす防災アリーナは避難所や防災拠点としての役割が期待できるか」に対して「期待で

きる」、「やや期待できる」と回答した方の割合は53%でした。オープン間もない現在においてはアリーナの避難所、防災拠点としての市民の認識度は低い状況です。今後、アリーナにおける防災訓練の実施など市民の防災意識を高めつつ、アリーナの避難所、防災拠点としての認識度を高めていく必要があります。

「指標2 公共施設の耐震化率」について…

- ・整備エリア内で避難所として指定されている公共施設の耐震化をすべて（整備計画策定時）完了させることを指標2としました。
- ・平成25年度の調査で達成率は94.2%で、整備期間中に耐震化が完了し達成率は100%になりました。

「指標3 防災訓練の実施回数」について…

- ・神栖中央公園内において都市再生整備期間内に2回の防災訓練を実施することを指標としました。うち1回を平成26年度に実施しました。今後は令和元年11月に2回目の防災訓練を行う予定です。

様式2-2 「地区の概要」の解説

「課題の変化」

この交付金制度を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について検証しています。

「今後のまちづくりの方策」

今回の事業全体を確認して、まちに及ぼした効果の持続・活用、未解決の課題の改善のあり方等を検討しています。

用語の説明

「効果発現要因」とは…

それぞれの指標の結果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析したものです。

「フォローアップ」とは…

事後評価は整備計画期間（5年間）の最終年度に行う事業のため、まだすべての事業が完全に終了していません。このことから、整備計画期間終了の翌年等に改めて今回の指標の達成状況を確認する必要があります、これをフォローアップとよびます。